

鳥取県補足版 確認申請マニュアル

[木造一戸建て住宅]

(案)

(令和7年1月作成)

令和7年4月1日施行の改正建築基準法・建築物省エネ法に対応した鳥取県独自の
内容について国のマニュアルを補足するものです。
対象は木造一戸建て住宅(在来軸組工法)です。

法改正に合わせて国土交通省が発行した確認申請・審査マニュアル等は以下のとおり公表されていますので、確認申請書類等の作成の参考にしてください。

本書は、国のマニュアルにない県条例等の内容や県内の確認申請窓口に提出いただく際の留意点等を補足するものです。確認申請等の際に申請者側、審査者側の双方の負担軽減のため、参考にいただけると幸いです。

国土交通省作成マニュアル

■建築基準法関係

申請・審査マニュアル（ダイジェスト版）【第3版】

申請・審査マニュアル【第3版】



マニュアル

軸組工法



【参考】
桝組壁工法はこちら



■建築物省エネ法関係

省エネ基準適合義務制度の解説【第2版】

設計・監理資料集（住宅版）

省エネテキスト



目 次

I	申請先一覧等	3
1.	申請窓口一覧	3
2.	建築確認手続きが必要な規模（建築物）	4
II	確認申請に添付する書類の改正点	7
1.	確認申請時に必要な書類の合理化	7
2.	省エネ基準を仕様基準による場合の必要書類（住宅のみ）	8
3.	省エネ基準を省エネ適合性判定による場合の必要書類	9
4.	設計住宅性能評価等により省エネ適判を省略する場合	9
III	確認申請の様式	10
1.	確認申請書の様式について	10
2.	チェックリスト	14
IV	図面記載例の補足とよくある指摘	15
1.	共通事項	15
2.	図面の記載例と注意事項	17
3.	省エネ適合を仕様基準による場合の図面の記載例と注意事項	28
4.	完了検査時によくある指摘等	30
V	軽微な変更	35
VI	大規模な修繕・大規模な模様替え	36
VII	参考資料	40
1.	鳥取県補足版チェックリスト	41
2.	確認申請様式の記載例と注意事項	54
3.	工事届の様式	70
4.	条例、細則、取扱い	79
5.	都市計画区域（都市計画区域外の地域）	83
6.	確認申請をする前の準備（道路の確認等）	89

I 申請先一覧等

1. 申請窓口一覧

申請窓口は特定行政庁もしくは民間確認検査機関のいずれかに、申請者が選択して申請を行ってください。省エネ性能適合性判定申請も同様です。

鳥取県内の特定行政庁一覧

窓口	住所・電話番号	審査対象地域
鳥取県 東部建築住宅事務所	鳥取市立川町 6 丁目 176 Tel:0857-20-3648	岩美郡、八頭郡の物件
鳥取県 中部総合事務所 環境建築局建築住宅課	倉吉市東巖城町 2 Tel:0858-23-3235	東伯郡の物件
鳥取県 西部総合事務所 環境建築局建築住宅課	米子市糺町 1 丁目 160 Tel:0859-31-9753	境港市の物件で 市の対象以外のもの 、西伯郡、日野郡の物件
鳥取市 都市整備部建築指導課	鳥取市幸町 71 Tel:0857-30-8361	鳥取市の物件
米子市 都市整備部建築相談課	米子市糺町 1 丁目 160 Tel:0859-23-5236、5237	米子市の物件
倉吉市 建設部建築住宅課	倉吉市葵町 722 Tel:0858-22-8175	倉吉市の物件
境港市 建設部建築営繕課 ※限定特定行政庁	境港市上道町 3000 Tel:0859-47-1062	境港市の物件で 以下のものに限る ● 新 2 号建築物のうち、木造の建築物で、地階を除く階数が 2 以下であるもの、延べ面積が300平方メートル以下のもの及び高さが16メートル以下のもの ●新 3 号建築物 ●施行令148条に規定する工作物

鳥取県内に事務所のある民間確認検査機関・登録省エネ判定機関

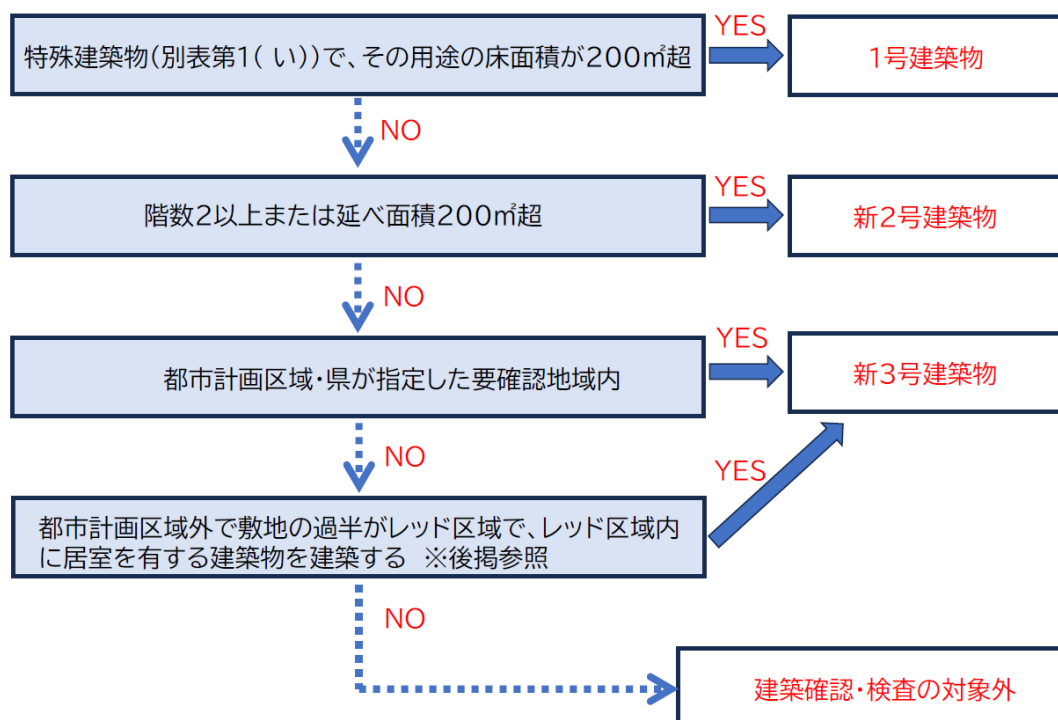
窓口	住所・電話番号	審査対象地域
(一財) 鳥取県建築住宅 検査センター	本部・鳥取事務所 〒680-0803 鳥取市田園町 3 丁目 375 Tel:0857-21-6702 米子事務所 〒683-0804 米子市米原 9 丁目 7-30 Tel:0859-30-3247	県内全域の物件で 以下のものに限る 全ての建築物（延床面積 2,000 m ² 以下）、昇降機、広告塔等及び擁壁
ハウスプラス中国住宅保 証株式会社 米子支店	〒683-0823 米子市加茂町 2-204 米子商工会議所ビル TEL:0859-37-2801	県内全域の物件

2. 建築確認手続きが必要な規模（建築物）

下表の区分により確認申請等の要否を確認してください。

構造・階数	規模	工事種別	都市計画区域内		都市計画区域外		
			右欄以外	防火・準防火地域		要確認地域	レッド区域内
1号建築物 特殊建築物 （旅館、店舗、飲食店、児童福祉施設等）	当該用途の床面積が200㎡を超えるもの	新築	○	○	○	○	○
		増築, 改築, 移転	○	○	○	○	○
		10㎡以内	—	○	—	—	—
		大規模な修繕・模様替え	○	○	○	○	○
		用途変更	○	○	○	○	○
新2号建築物 すべての構造の建築物 （用途問わず）	階数が2以上又は床面積200㎡を超えるもの	新築	○	○	○	○	○
		増築, 改築, 移転	○	○	○	○	○
		10㎡以内	—	○	—	—	—
		大規模な修繕・模様替え	○	○	○	○	○
新3号建築物 すべての構造の建築物 （用途問わず）	平屋かつ床面積200㎡以下のもの	新築	○	○	—	○	○
		増築, 改築, 移転	○	○	—	○	○
		10㎡以内	—	○	—	—	—
		大規模な修繕・模様替	—	—	—	—	—

【参考】確認申請が必要な建築物の区分け

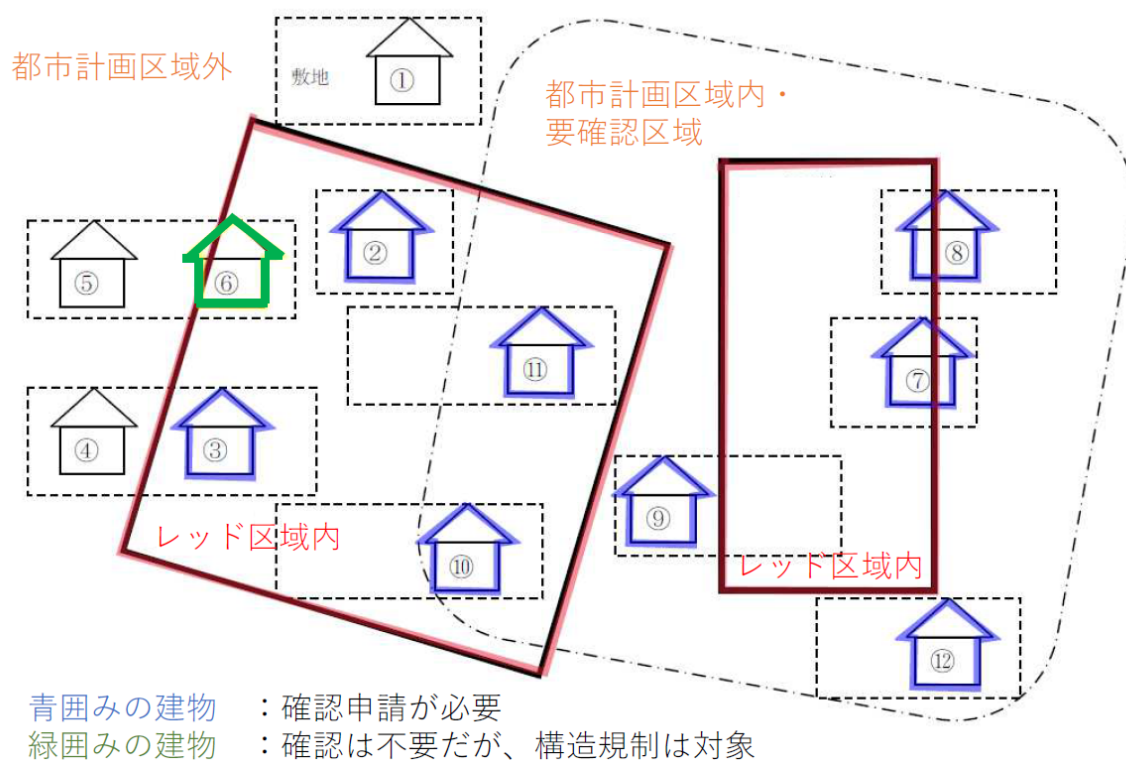


【1号、新2号建築物の場合】

- ・省エネ基準対象の建築物は仕様基準を活用する場合は確認申請時に審査をします。
- ・省エネ適合性判定を申請する場合、省エネ適合性判定通知書の提出が必要です。

【参考】レッド区域での確認申請の扱い

新3号建築物に係る確認申請要否の判断



	建築物	敷地過半		建築確認	構造規制
①	レッド区域外			不要	適用外
②	レッド区域内			必要	適用
③	レッド区域内	レッド区域		必要	適用
④	レッド区域外	レッド区域		不要	適用外
⑤	レッド区域外			不要	適用外
⑥	レッド区域内			不要	適用
⑦	レッド区域内	レッド区域	都市計画区域	必要	適用
⑧	レッド区域内		都市計画区域	必要	適用
⑨	レッド区域外	レッド区域	都市計画区域	必要	適用外
⑩	レッド区域内	レッド区域		必要	適用
⑪	レッド区域内	レッド区域	都市計画区域	必要	適用
⑫	レッド区域外		都市計画区域	必要	適用外

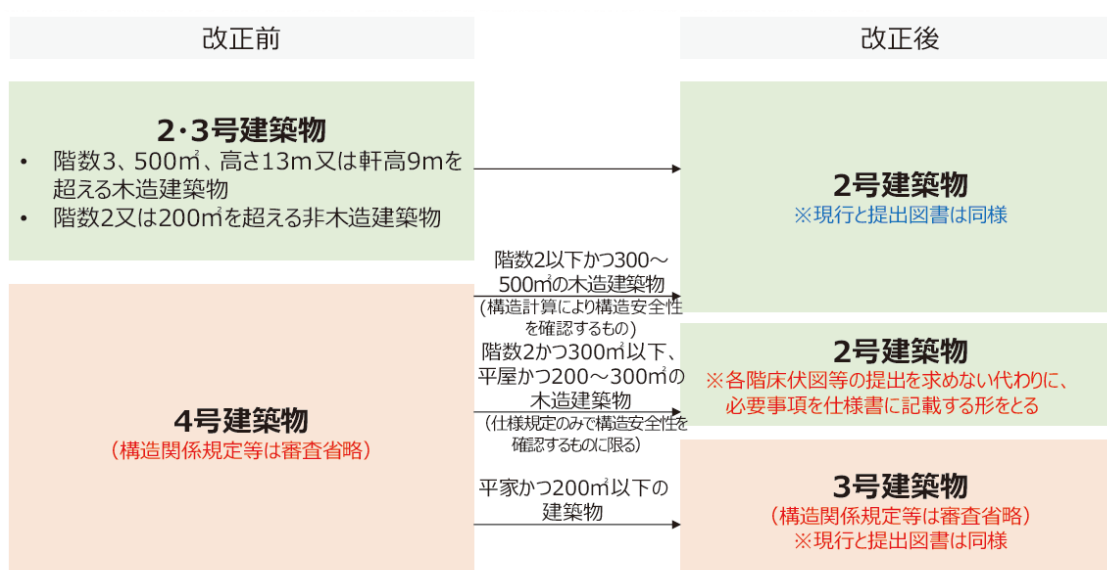
Ⅱ 確認申請に添付する書類の改正点

1. 確認申請時に必要な書類の合理化

改正建築基準法の全面施行時（令和7年4月1日）において、旧4号建築物のうち、審査省略対象から外れるものについては、提出図書等の合理化が図られます。

旧4号から新2号に移る建築物のうち、仕様規定のみで構造安全性を確認する計画については、必要事項を仕様表等に記載することで、**基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図**の添付が省略できるなど、**添付図書の合理化**が図られています。

【参考】改正前後の提出書類の変更点



【参考】提出図書等の合理化

構造計算により構造安全性を確認するもの	仕様規定のみで構造安全性を確認するもの
共通 - 付近見取図 - 配置図 - 各階平面図 - 床面積求積図 2面以上の立面図 2面以上の断面図 - 地盤面算定表 - 構造詳細図	共通 - 付近見取図 - 配置図 - 各階平面図 - 床面積求積図 2面以上の立面図 2面以上の断面図 - 地盤面算定表 - 構造詳細図
基礎伏図 各階床伏図	小屋伏図 (添付省略)
構造関係（令3章2節、3節） - 各階平面図 2面以上の立面図 2面以上の断面図 - 構造詳細図 - 使用構造材料一覧 - 基礎・地盤説明書 - その他適合審査に必要な図書	構造関係（令3章2節、3節） - 各階平面図 2面以上の立面図 2面以上の断面図 - 構造詳細図 - 使用構造材料一覧 - 基礎・地盤説明書 - その他適合審査に必要な図書
基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 2面以上の軸組図	仕様表等

2. 省エネ基準を仕様基準による場合の必要書類（住宅のみ）

詳細は国土交通省作成のテキストをご覧ください。

種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図
	建築物の種類（建て方）	平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図
	平面図、断面図	平面図、断面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、熱貫流率計算書
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、断面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図
暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
換気設備	比消費電力	仕様書
	換気方式	仕様書、平面図
	ダクトの内径	仕様書、平面図
	電動機の仕様	仕様書
照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
給湯設備	給湯機の種類	仕様書、平面図
	給湯機の効率等	仕様書

上表に示す建材又は設備機器等の種別や性能値等を設計図書に記載する際は、当該性能値等は、国立研究開発法人建築研究所が定めHP上で公開する技術情報（<https://www.kenken.go.jp/becc/>、以下「建研技術情報」という。）に記載するJIS等の規格に基づく種別、性能値等であることが必要となる。このため、設計図書等には性能値等の根拠となる規格等に関する情報を明示することが必要となる。

3. 省エネ基準を省エネ適合性判定による場合の必要書類

省エネ適判を受けている場合は、申請者が省エネ適判機関から発行される省エネ適合性判定通知書を、建築確認申請を行っている建築主事等に提出する必要があります。

提出が必要な書類

- ・ 省エネ適合性判定通知書またはその写し ※省エネ適判機関等が発行したもの
- ・ 計画書またはその写し ※省エネ適判機関の確認印があるもの

4. 設計住宅性能評価等により省エネ適判を省略する場合

設計住宅性能評価を受ける場合（長期優良住宅の認定書及び長期使用構造等の確認書を提出する場合も同様）は、申請者が建築主事等に宣誓書を提出する必要があります。

期日までに評価書を提出できない場合は、宣誓書を取り下げ、省エネ適判を申請する必要があります。

（記入例）

（参考様式）

宣言書

2025年 〇月 〇日

〇〇確認検査株式会社 御中

設計者を記載する場合には、建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築主又は設計者 省エネ 太郎
の氏名、住所 〇県〇市〇町1-2-3

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、省エネ適判を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1. 提出予定の評価書等又はその写しについて

- ☒ (1) 設計住宅性能評価書
☐ (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
☐ (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2. 設計住宅性能評価等の申請状況について

- ☒ 申請済 申請年月日 (2025年 〇月 〇日)
☐ 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日)

申請先の名称 〇〇住宅評価株式会社
及び所在地※ 〇県〇市

※申請先の名称について、1.の(1)、(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1.の(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名をご記入ください。

※所在地の記載は、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

記 載 欄	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
☐ 提出有 (提出日 年 月 日)	
☐ 提出無 (本書の取下げ)	
☐ その他 ()	

Ⅲ 確認申請の様式

1. 確認申請書の様式について

令和7年4月1日から様式が改正されます。

確認申請様式の記載例と注意事項は巻末資料の55ページ以降をご覧ください。

建築申請書の第三面と第四面の改正部分

第三面 ※18に経過措置の適用が追記(R8.3.31 まで)

【6. 宅配ボックスの設置部分】	(	)	(	)	(	)
【7. その他の不算入部分】	(	)	(	)	(	)
【7. 住宅の部分】	(	)	(	)	(	)
【8. 老人ホーム等の部分】	(	)	(	)	(	)
【3. 延べ面積】						
【9. 容積率】						
【12. 建築物の数】						
【イ. 申請に係る建築物の数】						
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】						
【13. 建築物の高さ等】	(申請に係る建築物)(他の建築物)					
【イ. 最高の高さ】	(	)	(	)	(	)
【ロ. 階数】	地上	(	)	(	)	
	地下	(	)	(	)	
【ハ. 構造】	造	一部	造			
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】				☐ 有	☐ 無	
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】						
	☐ 道路高さ制限不適用		☐ 隣地高さ制限不適用		☐ 北側高さ制限不適用	
【14. 許可・認定等】						
【15. 工事着手予定年月日】	年	月	日			
【16. 工事完了予定年月日】	年	月	日			
【17. 特定工程工事終了予定年月日】	(特定工程)					
(第 回)	年	月	日	(	)	
(第 回)	年	月	日	(	)	
(第 回)	年	月	日	(	)	
【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】						
【イ. 適用の有無】	☐ 有 ☐ 無					
【ロ. 適用があるときは、その区分】						
	☐ 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項					
	☐ その他					
【19. その他必要な事項】						
【20. 備考】						

第四面 ※11の特例部分の項目の追加

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【10. 建築設備の種類】

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 ☐有 ☐無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

☐建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第1号に掲げる審査

☐建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第2号に掲げる審査

(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)

(1) 氏名

(2) 資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 ☐有 ☐無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 号

【ホ. 認定型式の認定番号】

第 号

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

☐建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

☐建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等の認証番号】

構造計算適合性判定の省略
(ルート2主事)、審査の適用が有る場合の特例の区分

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 (階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
【ロ. 合計】	()	()	()

【13. 屋根】

【14. 外壁】

【15. 軒裏】

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

【参考】第三面留意点

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑫	確認申請 確認済証 着工 完了検査申請 検査済証	確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は 改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

<記載例①： 確認申請書（建築物）（第三面）> 木造軸組

- 【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
 【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
☒建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
☐その他

- ・経過措置を適用しない場合は「無」にチェック
- ・令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかのみ経過措置の適用は不可

<記載例②： 確認申請書（建築物）（第三面）> 枠組壁工法

- 【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
 【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
☐建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
☒その他

- 【19. その他必要な事項】
 平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

- ・適用区分の記載欄（18.ロ）の「その他」には枠組壁工法等（順次追加予定）が該当

- ・その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩'	確認申請 確認済証 着工 計画変更 確認済証 完了検査申請 検査済証	確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は 改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

<記載例①： 計画変更確認申請書（建築物）（第三面）> 木造軸組

- 【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
 【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
☒建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
☐その他

- ・経過措置を適用しない場合は「無」にチェック
- ・令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかのみ経過措置の適用は不可

<記載例②： 計画変更確認申請書（建築物）（第三面）> 枠組壁工法

- 【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
 【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
☐建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
☒その他

- 【19. その他必要な事項】
 平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

- ・適用区分の記載欄（18.ロ）の「その他」には枠組壁工法等（順次追加予定）が該当

- ・その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩	確認申請 確認済証 着工 完了検査申請 検査済証	確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載

<記載例>

完了検査申請書

（第三面）

申請する工事の概要

【11. 備考】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項の経過措置の適用有り

・経過措置を適用しない場合は、「経過措置の適用無し」と記載

・枠組壁工法等、その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

⑪	確認申請 確認済証 着工 完了検査申請 検査済証	確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
---	--	--------------------	----------------------------

<記載例>

確認申請書（建築物）

（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【18. その他必要な事項】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項の経過措置の適用有り

・上記⑩と同様

・あらかじめ施行日後に確認済証を交付することが明らかな場合は、申請時に記載

・申請後（審査期間中）に明らかになった場合は、申請者が手書きで追記する対応も考えられる

2. チェックリスト

国マニュアルの記載にあるチェックリストに、鳥取県建築基準法施行条例、鳥取県建築基準法施行細則、取扱い等やその他注意いただきたい点等をまとめた鳥取県補足版チェックリストを巻末資料 42 ページ以降に掲載していますので、参考にしてください。

【参考】チェックリストの一部抜粋

県条例等に係るチェックリスト

条例：鳥取県建築基準法施行条例 細則：鳥取県建築基準法施行細則 県取扱い：鳥取県が定めている運用・解釈等の取扱い

根拠条文		明示すべき事項		備考
確認申請附属書 (県とセンターに提出する 町村を所在地とする建築 の場合)	県取扱い	☐	付属書に記載の内容について、各町村窓口で受付・確認済みのものを確認申請に添付する。	※町村に提出する際には附属書の鑑と配置図、平面図等を添付し、2部提出 ※4市の区域については都市計画図を添付 ※都計外でも知事が指定した要確認地域の有無確認
前面道路 ※都市計画区域内のみ	法42条	☐	2項道路の場合は後退距離を明記 建替え等の場合の後退線内の既存の塀は撤去が必要	1項(1号・2号・3号・4号・5号) 2項 道路名 確認申請附属書と照合 道路幅員 2項道路は4m ※赤線・青線等の道路占用許可書 ※新築・増築の場合、後退範囲内のCB壁撤去については各特定行政庁の取扱いによる
接道等 ※都市計画区域内のみ	法第43条、条例第6条(特殊建築物等の敷地と道路との関係)	☐	特殊建築物の種類に応じた主要な出入り口の面する側の敷地の前面道路の幅員	
		☐	ただし書きの認定を受けたものにあつては配置図に認定番号、認定日を記載。認定を証する書面を添付	県取扱い：鳥取県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書き認定の審査基準について
	法第43条第2項認定・許可	☐	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	県取扱い：鳥取県建築審査会同意案件の特例取扱規則、幅員4メートル未満の通路に接する敷地に係る建築基準法第43条第2項第2号の許可にあつては建築審査会への附議基準について、鳥取県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書き認定の審査基準について
	条例第8条(長屋の出入口と道路との関係)	☐	道路又は道路に通ずる幅員3メートル以上の敷地内の通路	県取扱い：鳥取県建築基準法施行条例第8条における敷地内通路に面する主要な出入り口について
	条例第9条(自動車車庫等の出入口と道路との関係)	☐	自動車車庫の面積、前面道路の幅員、横断歩道、交差点等からの距離、踏切又はトンネルからの距離	(50㎡を超える自動車車庫等)
		☐	ただし書きの認定を受けたものにあつては認定を証する書面	
特別用途地区	法第49条	☐	1万㎡を超える大規模集客施設の建築を制限	鳥取市、倉吉市、米子市の準工業地域
容積率 ※都市計画区域内のみ	法第52条	☐	用途地域が複数にまたがる場合はその計算式	白地地域 400% 道路幅員W×(住居系4/10、その他6/10) = % (小数点3位を切り捨て) 申請書第3面11タに記載する容積率は小数点3位を切り上げすること
建ぺい率 ※都市計画区域内のみ	法第53条	☐	用途地域が複数にまたがる場合はその計算式	白地地域 70% 角地緩和 +10% (施行細則第11条各号による) 申請書第3面10ハに記載する建蔽率は小数点3位を切り上げ
求積図	法第52条、第53条	☐	CADでの計測の場合は、使用したCAD名とバージョンを記載	敷地面積 延べ床面積 建築面積 端数処理：小数点第2位まで有効とし、3位以下は切り捨て(計算過程では端数処理は行わない)
小屋裏物置の取扱い	県取扱い	☐	小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等(物置等には、各種機械室、受水槽等を含む)がある場合、当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はない。また、階として取り扱わない小屋裏物置等の部分は床面積に算入しない	
バルコニー等の床面積の取扱い	県取扱い	☐	①上部の屋根等がバルコニー等より出幅が小さい場合、上部の屋根等の先端から2.0mを超える部分を床面積に算入する ②上部の屋根等がバルコニー等より出幅が大きい場合、バルコニー等の先端の柱又は壁の中心線から2.0mを超える部分を床面積に算入する	※ただし、①・②共にバルコニーが十分外気に開放されている場合に限る (立面図に開放性を明記)
災害危険区域 ※住居の用に供する建築物	法第39条、条例第3条、細則第2条	☐	災害危険区域が敷地に掛かる場合、区域線	※住居の用に供する建築物の場合のみ
		☐	災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築するときは、法第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築する場合を除き、急傾斜地崩壊防止工事が施行等に該当することを証する書面(急傾斜地崩壊防止工事施工確認書)、又は特定行政庁から安全上支障がないと許可を受けたことを証する書面を添付	※「急傾斜地崩壊防止工事施工確認書」は各県土整備事務所の維持管理課に申請すること

Ⅳ 図面記載例の補足とよくある指摘

1. 共通事項

(1) 図面の描写

- ・線種、線幅が同一で記載内容が不明瞭（パソコンの画面上は色分けされているが、印刷では見づらい）

(例) 配置図－軒先ラインと排水経路の記載が同一
平面図－バルコニー部分の開口部と袖壁部分の記載が同一
玄関框と間仕切り壁の記載が同一
立面図－タイル割の記載があり出隅・入隅が不明瞭

- ・寸法、文字の記載が小さい、重なっていて読めない
- ・算出根拠が不明な数値を記載している

(例) 平均天井高さの記載があるが、計算式を記載していない

(2) 面積、数値の端数処理

- ・敷地面積、建築面積、床面積、途中計算は省略せずに合計した後、小数点以下第3位を切捨
- ・壁量計算等構造の床面積は切上げ
- ・上記以外は不利な方に切上げ、切捨て

(例) 採光計算（法第28条）について
室面積（切上げ）/ 7 = 必要採光面積（切上げ）
設計採光面積 = 採光補正係数（切捨て）× 建具面積（切捨て）

(3) 図面の記載内容について

- ・確認申請図書の作成例（ダイジェスト版、詳細版共）は記載例なので個々の内容により必要に応じて加筆・削除して作成して下さい。
- ・一の図面に各内容を記載することにより図面が繁雑となり見えづらくなる場合は、他の図面に内容を記載する、もしくは、別図面を作成することが考えられます。

(例) 平面図（縮尺 1/100 程度）に外部建具の下記の内容を全て記載すると、以下の記載が必要になると考えられます。凡例でまとめて記載できる場合は内容を省略できますが、各仕様がそれぞれ違う場合は各内容についての記載が必要となります。

- ・建具記号、建具形態、建具サイズ、開放角度、取付高さ、採光補正係数の d 寸法（法第28条の採光、換気計算に必要な記載）
（令第116条の2第1項第二号の計算に必要な記載）
- ・建具サッシ枠、ガラス、庇等の付属部材等の仕様（省エネ基準に必要な記載）
- ・防火設備の記載（防火・準防火地域内で延焼の恐れのある部分の開口部）等

- ・建築物規模、計画内容にもよりますが、必要に応じて、次の①～③を参考に図面を作成して下さい。

- ①平面図に建具記号を記載して、別図で建具表を作成する
- ②平面図の縮尺を拡大する（縮尺 1/50）
- ③省エネ基準については別図を作成する

(4) 建築確認申請図書の記載内容の重複について

- ・設計図書に記載する内容が各図面に重複して記載されている場合がありますが、必要以上に記載する必要ありません。

(例) 面積表(敷地面積、建築面積、各床面積、建蔽率、容積率等)を配置図、求積図、平面図それぞれに記載 →面積の訂正があった場合、配置図、平面図の訂正も必要になります。

2. 図面の記載例と注意事項

マニュアル

県の補足説明

ダイジェスト版に記載の内容

2-2 確認申請図書の作成例

(1) 仕様表・1

(1) 仕様表 - 1

仕様表作成のねらい

ここでは、1 (3) に示した、新築の木造一戸建て住宅（軸組構法）に基づいた仕様表の記入例を示します。個々の設計の内容により必要に応じて加筆・削除することを想定しています。また、フォーマット自体もあくまで参考であり、状況に合わせて他の図面に情報を記載したり、特記仕様書等に代えたりすることも考えられます。

1-10		1-11		仕様表		単位: 特記なき限り (mm)	
住宅の名称		〇〇様邸 (東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇)					
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載							
項目	小項目	仕様		仕様		備考	
建築材料 (法第 37 条)	基礎コンクリート	JIS		設計基準強度 $F_c: 24\text{N/mm}^2$ 以上 スラブ: 18cm 以下		1-9	
	基礎鉄筋	JIS		SD295			
令第 2 章第 2 節 (居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法)	居室の床の高さ及び防湿方法 (令第 22 条)	床の高さ	640 (直下の地面 (BM + 400) から)				
		防湿方法	ねこ土台 (有効換気面積 $75\text{cm}^2/\text{m}$)				
1-2 令第 3 章第 2 節 (構造部材等)	構造部材の耐久 (令第 37 条)	構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、摩耗のおそれのあるものに腐食等防止の措置		1-1		
		支持地盤の種類及び位置	砂質地盤 (GL-0.5m)				
		基礎の種類	べた基礎				
		基礎の底部の位置	地盤面からの深さ: GL-100、根入れ: GL-300				
	基礎 (令第 38 条)	基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容応力度 30kN/m^2				
		木くい及び常水面の位置	対象外 (木くい無し)				
		鉄筋	主筋: D13、立上り・底盤・開口補強筋: D10		フック有		
	地盤調査 (令第 38 条)	地盤調査	SWS 試験		SWS 試験結果に基づく地盤調査報告書*		
		地盤改良	該当なし				
	屋根ふき材等 (令第 39 条)	屋根ふき材の固定方法	平部: 全数固定、棟部: ねじ固定、軒・けらば: ねじ 3 本固定				1-3
		屋外に面する部分のタイル等の繫結方法	該当なし				
		太陽光システム等を設置した際の防錆処理	該当なし				
	1-5 1-6 令第 3 章第 3 節 (木構造)	木材 (令第 41 条)	木材の規格 (JAS) または等級	構架材、柱材、筋かい等、その他: 無等級材 耐力上の欠点のないこと		1-4	
土台及び基礎 (令第 42 条)		柱脚の固定方法	土台 120×120 (ヒノキ、無等級材) を設ける				
		土台の固定方法	アンカーボルト (M12) + 座金 (厚) 4.5×40 角 $\times 14 \phi$ により繫結、柱から 200 以内に設置 (設置間隔: 2700 以内)		Z マーク表示金物又は同等認定品		
柱の小径 (令第 43 条)		構架材間距離	1 階: 小径 120、構架材相互間の垂直距離の最大: 2844 柱の小径と構架材間内法寸法の比率: $1/23.7$ 2 階: 小径 120、構架材相互間の垂直距離の最大: 2730 柱の小径と構架材間内法寸法の比率: $1/22.6$				
		柱断面の欠き取り (1/3 以上) の有無	1/3 以上欠き取る場合は適切に補強				
		2 階建ての隅柱	通し柱、または同等の補強 (N 値計算による)				
有効総長比 (最大値)		1 階: 座屈長さ: 2844、断面最小二次半径: 34.64 柱の有効総長比 $= 82.1 < 150$ 2 階: 座屈長さ: 2730、断面最小二次半径: 34.64 柱の有効総長比 $= 78.9 < 150$		座屈長さ = 構架材相互間内法			
		はり等の構架材 (令第 44 条)	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み	欠き込み: 無し			
筋かい (令第 45 条)		筋かいの断面	45×90				
		筋かいの欠き込み	原則欠き込み無し (必要な場合) たすき部補強: 両面から短間金物 (S) 当て六角ボルト (M12) 締め、スクリュー (ZSSO) 打ち		Z マーク表示金物又は同等認定品		
構造耐力上必要な軸組 (令第 46 条)		第 1 項	主要な梁せいで: スギ ($120 \times 120 \sim 240$)				
		第 3 項 床組・小屋はり組の火打、構造用合板等、振れ止め	床組: 構造用合板 (厚) 24 小屋はり組: 火打ちばり (木製)、振れ止め: 設置 火打ち土台: スギ (45×90) ユニツトパス、土間床部分は除く				
		第 4 項 壁量基準 (耐震・耐風)	筋かい (45×90 シングル、ダブル)、配筋は壁量平面図による、準耐力壁は外壁周部の大部分				
	筋かい端部	繫結方法: 筋かいプレート (BP2 等)		Z マーク表示金物又は同等認定品			
1-8 継手・仕口 (令第 47 条)	耐力壁両側柱頭・柱脚	N 値計算による		N 値計算書			
	その他の柱頭・柱脚	かど金物 (CP-L) 等		Z マーク表示金物又は同等認定品			
	小屋組の接合方法	耐風性向上のための接合部仕様 たるき・軒桁接合: ひねり金物 ST-15 たるき・もや接合: 鉄丸くぎ 2-N75 2 本斜め打ち 小屋束・小屋はり・小屋束・もや接合: かつがい C120 両面打ち		平 12 建第 1460 号 基準風速: 34m/s 、 経緯: $\pm 35^\circ$ スギ Z マーク表示金物又は同等認定品			
	防湿措置等 (令第 49 条)	鉄筋モルタル下地等の防水措置	該当なし				1-7
	構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	地面から 1m の範囲で防蟻・防蟻処理					

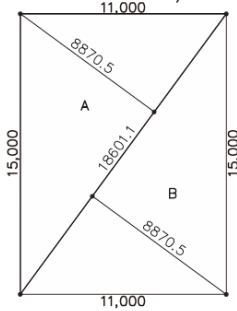
※本書では掲載を省略

(1) 仕様表 - 2

項目	小項目	仕様	備考
1-12 令第3章第4節の2 (補強コンクリート ブロック造)	壁 (令第62条の8)	構造方法	控え壁なし
		材料の種類	建築用コンクリートブロック A 種
		壁の厚さ	150
		補強筋	壁内部 縦横に 80cm 間隔に D10 配置 横筋: 壁頂・基礎補強筋、縦筋: 壁端部、隅角部 D10
		補強筋端部	端部はかぎ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかぎ掛け
1-13 防火構造 延焼のおそれのある 部分	屋根 (法第22条)	仕上	粘土瓦(防災瓦)
		野地板	構造用合板特種(厚)12 鉄丸くぎ N38 150ピッチでたるきに固定
		防水紙	改質アスファルトルーフィング 940(22kg)
	外壁 (令第62条の8)	仕上	窯業系サイディング(厚)18 透気構造
		軒裏 (令第108条)	繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚)11.5 EP
居室	1-15 令第20条の7 内装材	内装材(複合フローリング、集成材、ビニルクロス、化粧石膏ボード、ふすま紙、内装・収納ドア、洗面化粧台、キッチンセット、接着剤)	全て F☆☆☆☆
居室の換気	1-16 令第20条の8 換気設備	機械換気設備の構造	第3種機械換気設備 80 ml/h × 2基(1, 2階使用に設置)、各居室に給気口設置 台所はレンジフードによる(換気量〇〇ml/h)
		天井裏等(合板、構造用合板、収納内部、石膏ボード)	全て F☆☆☆☆
給排水衛生設備	1-17 令第129条の2の3 建築設備の構造強度	昇降機以外の建築設備の構造方法	建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関する平12建告第1388号および同左第5改正(平24国交告第1447号)の構造方法に従い設置
		給水・給湯管材料	引込: ステンレス管 敷地内: 耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内: 架橋ポリエチレン管
		給水、排水その他の配管設備(令第129条の2の4)	排水管: コンクリート製、硬質塩化ビニル製 排水管: 硬質塩化ビニル製排水 地中埋設管: 防食テープにて処理 排水勾配: 1/100 以上 管径は、上下水道局の基準による
		排水管材料	
		水栓	吐水口空間を有効に確保する
特定行政庁が条例、規則で定める規定	法第40条	-	
	法第41条	-	

給湯設備の転倒防止「設置場所、質量、アスペクト比(幅又は奥行の小さい方に対する高さの比)に対するアンカーボルトの種類、本数、引張耐力」

■敷地面積求積図 S=1/300



■敷地面積表

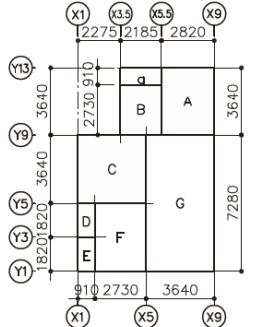
符号	底辺	高さ	倍面積
A	18.6011	8.8705	165.0010
B	18.6011	8.8705	165.0010
倍面積合計			330.0021
合計面積			165.0010
地積			165.00 m ²

■配置図 S=1/100



面積の合計の小数点以下第3位は切り捨て

■1階床面積及び建築面積求積図 S=1/300



■床面積表

	縦	横	面積
a	0.91	2.185	1.98835
A	3.64	2.82	10.2648
B	2.73	2.185	5.96505
C	3.64	3.64	13.2496
D	1.82	0.91	1.6562
E	1.82	0.91	1.6562
F	3.64	2.73	9.9372
G	7.28	3.64	26.4992
H	3.64	3.64	13.2496
I	3.64	3.64	13.2496
J	4.55	3.64	16.562
K	2.73	3.64	9.9372

■各位置高さ

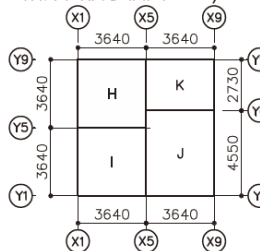
	道路中心高からの高さ	地盤面からの高さ
樋先 i	3.610 m	3.324m
樋先 ii	6.472 m	6.186m
寄棟頂部	8.400 m	8.114m

■斜線検討

斜線検討 I
道路斜線距離 = 7.465
道路斜線の高さ = 7.465 × 1.25 = 9.331
軒先 i 高さ = 3.610 ∴ OK

斜線検討 II
北側斜線距離 = 2.007
北側斜線の高さ = 5.000 + 2.007 × 1.25 = 7.508
軒先 ii 高さ = 6.186 ∴ OK

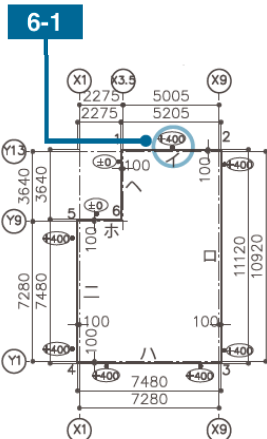
■2階床面積求積図 S=1/300



1階床面積	A+B+C+D+E+F+G=	69.228 m ²
	=	69.22 m ²
2階床面積	H+I+J+K=	52.998 m ²
	=	52.99 m ²
延床面積 ← 容積対象面積		
1階床面積 + 2階床面積		122.21 m ²
容積率	74.07% < 100% (∴ OK)	
建築面積	a+A+B+C+D+E+F+G=	71.216 m ²
		71.21 m ²
建蔽率	43.16% < 50% (∴ OK)	

斜線検討(道路斜線、北側斜線)結果を記載してください。

■地盤面算定表 S=1/300

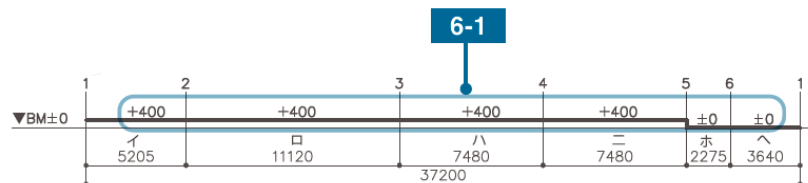


■地盤面算定表

	長さ m	高さ m	面積 m ²
イ	5.205	0.4	2.082
ロ	11.12	0.4	4.448
ハ	7.48	0.4	2.992
ニ	7.48	0.4	2.992
ホ	2.275	0	0
ヘ	3.64	0	0
合計	37.20		12.514
地盤面 = 12.51 m ² / 37.20 m = 0.33639m			
= BM+336mm			

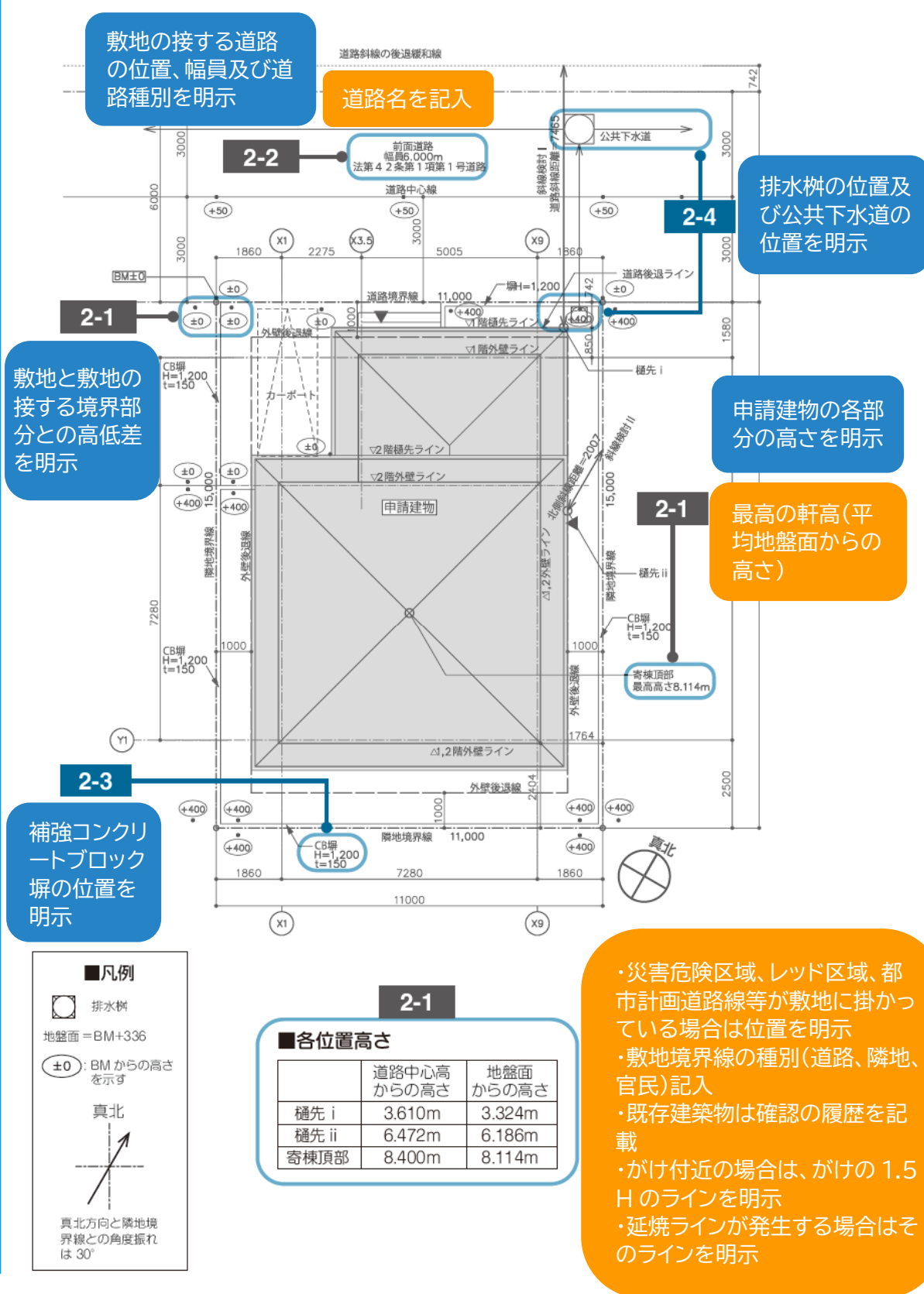
■凡例

排水樹
地盤面=BM+336
(±0) BMからの高さを示す



地面積、建築面積、床面積求積図については、CAD等を用いる場合にあっては三斜求積図によらないことができます。その場合、作図にあたり使用した CAD 等の種類を明示してください。

(2) 配置図



よくある指摘

- ・基準法の道路の種類が間違っている。

(例) 法 42 条 1 項二号道路（開発道路）が市町村道認定され法 42 条 1 項一号道路（市町村道）になっているが、法 42 条 1 項二号道路のまま記載 道路幅員が 4.0m 未満だが、に法 42 条 1 項一号道路で記載
--

- ・建築物配置の寸法が一箇所しか記載していない。
- ・排水経路、放流先（下水道、集落排水）の記載がない。
- ・敷地地盤の高低差があるのに法面、構造物の記載が無い。
- ・敷地内外（建築物周囲共）の地盤高低差の記載が無い。
→高低差がある場合は平均地盤を算出
- ・容積率は法第 52 条第 1 項（用途地域による容積率）、法第 52 条第 2 項（前面道路の幅員による容積率）の規定によるが、2 項の検討がされていない場合が多い。
- ・道路中心線を車道部分の中心線で記載している。（歩道含む全体幅員の中心）
- ・敷地に道路が 2 以上接道している場合は、幅員の最大のものを前面道路とする。
(巻末資料 95 ページ参照)
- ・道路と敷地に高低差があり、建築物から道路に通じる階段や傾斜路等の有効な通路等が設けられていない場合は、敷地が接道しているとはいえない。

(3) 平面図 ※2階平面図は、省略します。

※建具案内、火災報知設備案内、各開口部の段差、開口幅を兼ねる。

① 1階平面図

一の図面に各内容を記載することにより図面が繁雑となり見えづらくなる場合は、他の図面に内容を記載や、別図面を作成する方法もあります。

回り階段の場合は踏面の狭い方から30cmの場所が踏面の幅です。

階段、踊り場、手すりの位置・出幅及び構造を明示

敷地の接する道路の位置及び幅員を明示【居室の採光】

3-6 給気口の位置を明示

3-9 火気を使用する室の換気経路を明示

3-7 排気機の位置を明示

3-8 コンロの位置、種別、発熱量を明示

寝室として使用する室の場合、住宅用火災報知器が必要です。室名の下に(寝室)と記載が必要です。

出窓がある場合は床面積に算入・不算入の検討が必要です。(ダイジェスト版 P09 参照)

■凡例

●	住宅用火災報知器 (熱式感知器)
●	住宅用火災報知器 (煙式感知器)
□	換気扇 100φ・防炎 (令 20 条の 8 に基づく設置高さ = FL+2.10 (レンジフード材質))
□	換気扇 100φ・防炎 (台所のみ 150φ 設置高さ = FL+2.10)
→	給気口 100φ・防火覆い付 設置高さ = FL+2.10
→	ドアのアンダーカット等 (通気措置)
防	防火設備 アルミサッシ+複層ガラス A12 (網入厚 6.8 ㎜)
□	給湯器
□	床下点検口

居室に設ける採光・換気のための窓その他の開口部の位置を明示

採光補正係数の算出に必要な水平距離(開口部の上にある各部からその部分の面する隣地境界線等まで)を明示

検討Ⅰ

・階段検討
有効幅 766
蹴上げ 階高 / 段数 = 2900 / 15 = 199.33
踏面 910 / 4 = 227.5
手摺幅 壁から 90

検討Ⅱ

・台所換気設備計算 (火気使用室)
有効換気量 (AA-11BBBB) = 400
必要換気量
= $30 \times K (m^3) \times Q (KWkg/h)$
= 300.76
K (都市ガス) = 0.93
Q (AA-B111-BBBBBB) = 10.78
→ 有効換気量 > 必要換気量

階段、踊り場、手すりの位置・出幅及び構造を明示

換気設備の有効換気量を明示

よくある指摘

- ・住宅用火災警報器がエアコンや24時間換気（第一種）吹出口から1.5m以上離れていない。
- ・寝室として使用する室に（寝室）の記載がない。※県の取扱いにより記載が必要（住宅用火災警報器の設置を判断する為）
- ・居室、非居室の判断が不明瞭な記載がある。

（例）スック等と室名が記載してあるのに天井高さが2.1m未満
サービスルームで室名を記載しているが窓を計画していない

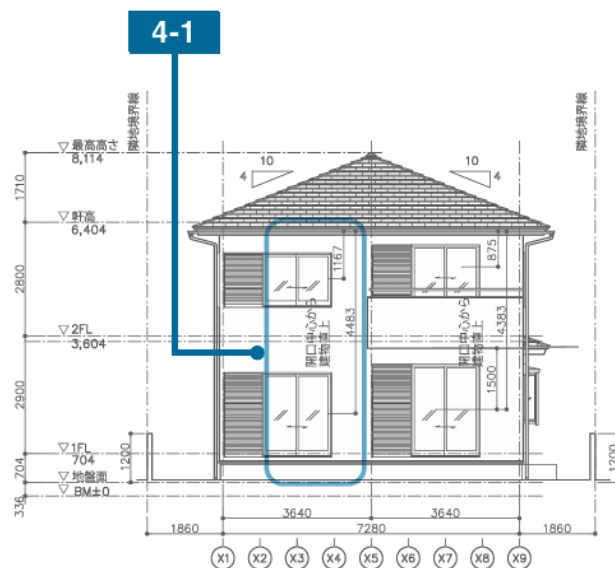
- ・屋外部分の用途（ポーチ、テラス、物干し場、自転車置場等）を記載していない。（用途により床面積に算入する必要があります。）
- ・建築、床面積算出用の寸法に一部記載もれがある。
- ・平面図と24時間換気の計画図書とが整合していない。

（例）平面図には納戸の建具に通気措置を計画しているが、24時間換気計算では換気対象外として計算している。

- ・防火、準防火地域内で延焼の恐れのある範囲内にある屋根、外壁、軒天、開口部（局所換気、24時間換気等含む）の仕様が記載されていない。

(4) 立面図

①南側立面図



②東側立面図

給気口の位置を明示

4-2

4-3

排気機の位置を明示

道路斜線の検討を行ってください。

